

美幌町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時の性と異なる者をいう。

(2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、かつ、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。

(3) ファミリーシップ パートナーシップにある者とその一方又は双方の3親等以内の親族又はこれに相当すると町長が認める者が家族として協力し合う関係をいう。

(4) 宣誓 パートナーシップにある2人が町長に対し双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) パートナーシップにある双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(2) パートナーシップの宣誓をしようとする者のいずれか一方又は双方が町内に住所を有する又は町内への転入を予定していること。

(3) パートナーシップにある双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がいないこと及び宣誓に係る相手方以外にパートナーシップを形成している者がいないこと。

(4) パートナーシップにある双方の関係が民法第734条から第736条

までに規定する婚姻をすることができない者同士でないこと。ただし、パートナーシップ等宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている、又は養子縁組をしていた場合を除く。

(5) ファミリーシップの宣誓をしようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、美幌町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと町長が認めるときは、代筆させることができる。

(1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（宣誓しようとする日前3か月以内に発行されたものに限る。）又は本町への転入を予定していることが分かる書類

(2) 戸籍全部事項証明書（謄本）（宣誓しようとする日前3か月以内に発行されたものに限る。）若しくは独身を証明する書類又はその他の婚姻をしていないことが確認できる書類

(3) ファミリーシップの宣誓をしようとする場合は、ファミリーシップ対象者本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓をしようとする日前3か月以内に発行されたものに限る。）のほか、ファミリーシップ対象者との関係を確認できる書類及び生計を一にしていることが確認できる書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 宣誓しようとする者は、宣誓書を提出するときに、本人であることを明らかにするため、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

(受領証等の交付)

第5条 町長は、第4条の規定による宣誓がなされた場合において、第3条に規定する要件を満たしていると認める場合には、当該宣誓した者（以下「宣誓者」という。）に対し美幌町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号）、美幌町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下これらを「受領証等」という。）及び宣誓書の写しを交付するものとする。

（通称名の使用）

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で町長が特に必要があると認める場合には、宣誓書において通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、第4条第1項に掲げる書類のほか、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 第5条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証等を紛失、毀損等の事情により再交付を希望するときは、美幌町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）を提出することにより申請することができる。

2 町長は、必要に応じて再交付を希望する者に対し、要件を確認することができる書類の提出を求めることができる。

3 町長は、第1項の申請があったときは、受領証等を再交付するものとする。

（受領証等の変更）

第8条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、美幌町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）を交付済みの受領証等とともに町長に提出しなければならない。

（1） 宣誓者又はファミリーシップ対象者に氏名又は通称名の変更があったとき。

（2） ファミリーシップ対象者を追加するとき。

（3） ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。

2 変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 前項第1号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍個人事項

証明書（抄本）又は日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

（２） 前項第２号に該当するときは、第４条第１項第３号に掲げる書類

３ 町長は、変更届の提出があったときは、変更後の受領証等を当該受領者等に交付するものとする。

（受領証等の返還）

第９条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、美幌町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第６号）に受領証等を添えて、町長に届け出なければならない。

（１） パートナーシップが解消されたとき。

（２） 宣誓者の一方が死亡したとき。

（３） 第３条第２号から第４号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

（４） 受領証等の返還を希望するとき。

（５） 前各号に掲げるもののほか、町長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

２ 町長は、受領者がパートナーシップを有しないと認めるとき、又は第３条各号に掲げる要件に該当しないと認めるときは、前項の規定により受領証等が返還されたとみなすことができる。

３ 町長は、第１項の規定により受領証等が返還されたとき、又は前項の規定により受領証等が返還されたとみなしたときは、当該受領証等の交付番号を公表することができる。

（自治体間の広域連携）

第１０条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体（以下「連携自治体」という。）から宣誓に係る受領証等（以下「連携自治体受領証」という。）の交付を受けている者が、本町への転入後も引き続きパートナーシップの関係を継続するときは、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第３条第２項の規定に基づき、本町が発行する受領証等の交付を受けることができる。

２ 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、所定の事項をそれぞれ自書したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

継続申告書（様式第7号）（以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添付し町長に提出するものとする。

（1） 連携自治体受領証等

（2） 本町への転入を証する書類

（3） ファミリーシップを継続しようとする場合は、第4条第1項第3号に掲げる書類

3 転入宣誓者の一方又は双方が申告書に自書することができないと町長が認めるときは、代筆させることができる。

4 町長は、転入宣誓者に対し第1項の規定により受領証等を交付した場合は、遅滞なく転出元である連携自治体に通知する。ただし、第2項に規定の申告書により転入宣誓者双方の同意を得るものとし、同意を得られない場合は、本条の規定による手続を行うことができない。

5 転入宣誓者は、申告書を提出する際に、第4条第2項各号のいずれかの書類を町長に提示しなければならない。

6 町長は、宣誓者又は転入宣誓者が連携自治体へ転出し、当該自治体に継続申告に係る書類として受領証等を提出した場合は、前条の規定にかかわらず、受領証が返還されたものとみなす。

（保存年限）

第11条 町長は、宣誓書等について、第9条第1項の規定により受領証等が返還された日又は宣誓者が同項各号に該当すると町長が認める日のいずれか早い日から起算して10年を経過する日まで保存するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第 1 0 条関係)